

授業コード	JP31010010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	法社会学		
英語科目授業名	Sociology of Law		
科目ナンバー	JAFUN7901	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	阿部 昌樹		
科目の主題	弁護士および弁護士業務の社会科学的検討		
授業の到達目標	この授業は、経験的社会科学としての法社会学という学問の性格についての基礎的な理解を共有としたうえで、その法社会学の分野において蓄積されてきた弁護士研究の成果に依拠して、我が国における弁護士および弁護士実務の歴史と現状を理解するとともに、法曹人口が大幅に増加するこれからの時代における弁護士の職業的活動の変容可能性とその方向を、社会科学的な観点から議論できる素養を身につけることを目的とする。		
授業内容・ 授業計画①	<p>第1回「法社会学における弁護士論の系譜」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法社会学という学問の目的、研究方法、基本的な視角等についての基礎的理解を身に付けるとともに、その法社会学という学問において弁護士について研究することがどのような意味を持っているのか、弁護士がこれまでどのように研究されてきたのかについて、大まかな見取り図を共有する。 <p>第2回「法曹養成制度および法専門職の歴史」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治期以降の我が国の法曹養成制度と法専門職の歴史を概観したうえで、国家主導で進められた後発型近代化と西洋法の継受とが、我が国における法専門職の形成およびその史的発展に及ぼした影響を、とりわけ弁護士に焦点を合わせて検討する。 <p>第3回「弁護士活動の理念—プロフェッション・モデルの妥当性をめぐって—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士活動のあるべき姿を描き出す規範的モデルとしては、アメリカで広く受容されている「プロフェッション」概念から示唆を得たプロフェッション・モデルに加えて、在野法曹モデルや法サービス・モデル等が主張されている。それぞれのモデルがどのようなものであり、どのような前提認識に基づいて主張されているのかを理解したうえで、それぞれの主張の妥当性とその限界について検討する。 <p>第4回「弁護士人口論／反規制緩和論」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法制度改革審議会が1999年に設置されたことに始まる司法制度改革の過程においては、弁護士の大幅増員を求める声が大勢を占めたが、弁護士の急増は避けるべきであると主張する者もいた。後者の主張がどのような論拠に基づいていたのかを検討するとともに、より近年の弁護士人口論を概観することを通して、我が国における弁護士に対する社会の役割期待の複雑さについての理解を深める。 <p>第5回「弁護士偏在問題—弁護士の大都市集中と弁護士過疎—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における弁護士の地域的偏在の現状と、そうした地域的偏在がなぜ生じ、どのような問題をもたらしてきたのかを概観したうえで、弁護士偏在を解消するためにはどのような方策が必要とされるのか、総合法律支援法に基づいて創設された日本司法支援センター（法テラス）は、弁護士偏在を解消するための有効な方策となり得ているのか等を等について考える。 <p>第6回「弁護士事務所—共同化／大規模化の可能性とその問題点—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の弁護士事務所の規模は、先進諸国のそれと比較するならば概して小規模であるが、近年、渉外事務所を中心とする一部の弁護士事務所で大規模化の動きが生じている。そうした現状を踏まえて、弁護士事務所の共同化／大規模化を促す要因は何なのか、共同化／大規模化にはどのようなメリットがあるのか、共同化／大規模化に伴い弁護士の活動形態や職業倫理にどのような変化が生じるのか、個人事務所が存続する可能性はあるのか等を検討する。 <p>第7回「弁護士会の役割」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の弁護士の特色のひとつとして、全員加盟制の弁護士会が存在し、その弁護士会が集团的自己規律の仕組み維持していることを挙げることができる。弁護士会への加入が弁護士としての職務を行うための前提条件とされていることが、弁護士の自己理解や職業的活動にどのような影響を及ぼしているのかを理解するとともに、社会のなかで専門職集団としての弁護士会が果たすべき役割について検討する。 		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>第8回「弁護士・依頼者関係—法の論理と生活世界—」 ・ 弁護士が依頼者である一般市民と接するときに、そこで何が生じているのかを、ミクロ社会学的な権力論や言説分析等の視角からの問題提起を踏まえつつ分析するとともに、まったくの法の素人である依頼者の視点から見たとき、弁護士と依頼者との望ましい関係とはどのようなものなのかを検討する。</p> <p>第9回「法律相談と弁護士」 ・ 法律相談は、法の素人である一般市民が弁護士と最初に接触する場であり、それゆえに、生活世界に根ざした一般市民の世間常識と法の論理とが交錯する場でもある。このような場において繰り広げられる弁護士と一般市民とのコミュニケーションのプロセスにおいて、専門家たる弁護士が陥りやすい種々の陥穽についての基本的な認識を踏まえ、弁護士と一般市民との望ましいコミュニケーションのあり方について検討する。</p> <p>第10回「ADRと弁護士」 ・ 多様なADR（裁判外紛争処理制度）の仕組みを、裁判手続と比較対照しつつ概観したうえで、ADRはそもそも何を指すべきなのかを考え、それを踏まえ、弁護士は、紛争当事者の代理人として、ADRにどのようにかかわっていくべきなのかを検討する。</p> <p>第11回「民事訴訟と弁護士」 ・ 紛争当事者の民事訴訟手続からの疎外という問題に焦点を合わせ、民事訴訟における紛争当事者とその代理人たる弁護士との役割分担や、相互のコミュニケーションのあり方等について検討するとともに、紛争当事者が民事訴訟制度ないしは裁判手続に寄せる様々な期待に、弁護士は、どの程度、どのように応えていくべきなのかを考える。</p> <p>第12回「刑事事件と弁護士」 ・ 検察官の広範な起訴裁量、きわめて低い無罪率、接見交通の制限、国選弁護の実態等の我が国の刑事司法の現実についての理解を踏まえ、また、裁判員制度の導入に伴って刑事弁護実務に生じている変化を概観したうえで、刑事弁護のあるべき姿を考える。</p> <p>第13回「企業法務と弁護士」 ・ 企業法務部と顧問弁護士の実態を概観したうえで、企業は弁護士に何を求めているのかを考えるとともに、企業の社会的責任の実践やコンプライアンスを確保するために弁護士が果たすべき役割について検討する。また、今後の我が国における企業内弁護士の存在意義や可能性、企業内弁護士の増加が職業集団としての弁護士に及ぼす影響についても、あわせて検討する。</p> <p>第14回「弁護士の公益活動」 ・ 当番弁護士制度、公設弁護事務所、市民オンブズマン活動等の弁護士がこれまで行ってきた公益活動を概観したうえで、弁護士にとって「公益」を指向することがどのような意味を有するのかを考え、それを踏まえて、社会のなかで弁護士および弁護士会が果たすべき役割について改めて検討する。</p> <p>第15回「期末試験」</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>事前学習としては、各回の授業の前に、その回の指定文献を精読し、その要点を把握しておくことを求める。また、事後学習としては、各回の授業での議論を改めて振り返り、何が重要なポイントとされていたのかを再確認するとともに、授業の際に配付した統計的データ等がいかなる事実を指し示しているのかについて、十分に復習しておくことを求める。</p>
<p>評価方法</p>	<p>相対評価 小テスト（第7回および第14回の授業時間中に実施する）：20%、学期末試験（筆記試験）：80%</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>この授業は、司法試験を受験する際に役立つような知識や技能を習得することではなく、司法試験を乗り越え、法曹資格を得て、法曹実務に携わるようになった後に役立つ知識やものの見方を身につけることを目的としている。そのような授業であるということを念頭において、各回の授業に臨んで欲しい。</p>
<p>教材</p>	<p>指定文献を複写し製本したものを、後期授業開始前に受講者全員に配布する。また、それに加えて、各回の授業の際に、統計データ等の追加的な資料を適宜配付する。</p>